

令和3年福島県沖地震被災事業者の皆様を支援するため 「福島商工会議所グループ」を形成します

中小企業等グループ補助金「会議所グループ」説明会・相談会のご案内

福島商工会議所では、この度の令和3年福島県沖地震により被災された福島市内の会員事業者の皆様への復旧・復興に向け、福島県「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)」を活用し、当所が代表となりグループを組成いたします。

つきましては、当所グループへの参加方法等の説明会を下記の通り開催いたしますので、グループ組成にお困りの皆様におかれましては、ぜひ本説明会にご参加ください。

- 日 時 4月19日(月)
【午前の部】説明 10:00~10:30・相談会 10:30~12:00
【午後の部】説明 13:30~14:00・相談会 14:00~15:30
- 会 場 コラッセふくしま 4階 402 会議室
- 対 象 当所会員事業所でグループ補助金申請を希望する福島市内の被災事業者
- 定 員 各回 25 事業者(1 事業所 1 名限定、定員になり次第締め切ります。)
- 申込方法 裏面申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
- 申込期限 4月15日(木) 17:00

～説明会後の個別相談会について～

本説明会終了後には、被害の受けた資産等が補助金を活用する対象となるか判断の付かないもの(施設復旧に付随する土地の整備等)に関する相談会を開催します。

公募要領等をご確認いただいても判断できないような被害がある場合は、ぜひ個別相談会にもお申込み下さい。

【定員:1相談会あたり 15 社程度(1 事業所 15 分) ※当日の受付順番は申込順】

《説明会参加に関するお願い》

- ・新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、1 事業所 1 名といたします。
- ・当日は必ずマスク着用でご来場ください。
- ・当日の体温が 37.0 度以上の場合や体調不良がある場合は、来場をお控え下さい。

本説明会へは、福島県ホームページに掲載されているグループ補助金の公募要領等を、予めご確認の上ご参加ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/group3eq00.html>

本説明会の開催に際して、会場の人数制限、ソーシャルディスタンスに配慮した配席、消毒アルコールの設置など新型コロナウイルス感染症対策を行っております。

【お問い合わせ先】

福島商工会議所 経営支援課 TEL:024-536-3900 FAX:024-525-3566
詳しくは当所 HP をご確認ください <http://www.fukushima-cci.or.jp/>

令和3年福島県沖地震による被災事業者向け
 中小企業等グループ補助金「会議所グループ」説明会・相談会
申 込 書

- 日 時 4月19日(月)
 【午前の部】説明 10:00~10:30・相談会 10:30~12:00
 【午後の部】説明 13:30~14:00・相談会 14:00~15:30
- 会 場 コラッセふくしま 4階 402会議室

事業所名			
所在地	(〒 -)		
代表者名		代表者役職	
T E L		F A X	
E-mail			
参加者名	役職		氏名
参加を希望する開催時間にチェックマーク <input checked="" type="checkbox"/> をご記入ください。 ※引き続き相談会の参加を希望する場合は、相談会にも <input checked="" type="checkbox"/> をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 【午前の部】説明会 10:00~10:30 説明会終了後の相談会を希望の方⇒ <input type="checkbox"/> 相談会 10:30~12:00 <input type="checkbox"/> 【午後の部】説明会 13:30~14:00 説明会終了後の相談会を希望の方⇒ <input type="checkbox"/> 相談会 14:00~15:30			

■被災状況(ご記入いただける範囲で結構です)

被災内容	被害予想額	
	施設	万円
	設備	万円

※補助対象となるものは登記してある施設・資産計上してある設備に限りますので、予めご了承ください。

グループ参加の申請には、各事業所で記入する書類のほか、下記の書類等も必要になりますので、事前にご準備いただくとスムーズに申請が可能です。

- ①納税証明書(福島県税未納なしの証明)・・・取得先:福島県北地方振興局
- ②【法人】現在事項全部証明書(商業登記)・・・取得先:法務局
- ③【個人】住民票抄本・・・取得先:市町村
- ④【被害が施設】登記事項証明書・・・取得先:法務局 ※未登記の場合は固定資産課税台帳
- ⑤【被害が設備】固定資産課税台帳(市町村備付のもの)・・・取得先:市町村(取得より3ヵ月以内)
- ⑥【④または⑤がない場合 施設・設備共通】事業所整備の固定資産台帳
- ⑦罹災証明書・・・取得先:市町村